

2024年度 大阪公立大学個別学力検査(一般選抜 後期日程)

小論文 法学部「解答例」

第1問

問1

筆者は、AI の開発や実利用に関するルールを創る試みは「原則」という形式をとり、法律の制定、立法に向けた提案には至っていないとする。むしろ AI が普及した社会では、技術的な仕組みによって、人間にできることとできないことが決まっていく。従って、たとえ憲法上の権利があろうとも、技術的にできないことは、インターネット上では実現されない。筆者は、この「原則」から法制度が作られていくことは現実的でなく、AI が普及する社会において、技術的な規格、すなわち「コード(アーキテクチャ)」が法律上保護されているはずの権利とは無関係にルールを作っており、法とは別の種類のルールとして将来にわたり法と併存すると考えている。(300 字)

問2

「個人」の権利という意識の浸透の程度により、契約(法)に関する感覚のズレ、川島博士によれば「法意識」に違いが生じ得る。オーストラリア砂糖事件は、日本人の法意識を典型的に反映した事件であり、日本人と西洋人の「法意識」の違いから生じたものとして捉えられてきた。他方、筆者は、この事件を契約(法)という仕組みが意味を持つ範囲が両国の当事者の間で一致しなかった事件として捉え、このような社会の中の行動のルールが法に委ねられる領域の問題を「法意識」の問題ではなく、「法の領域」の問題として再構築することで、社会の仕組みの問題として捉えている。デジタル技術が広く浸透した社会においては、アナログな技術を前提とする社会と比べ、社会の隅々までが全て法によって規律されている訳ではない。デジタル技術が広く浸透していくことにより「コードが法に代わる」という現象が進むことで、相対的に「法の領域」が縮小していくこととなる。(400 字)

第2問

問1

まず「科学に分かること」は限られている。正確な死者数はおろか、今後のウイルスの変異やワクチンの効果、それがいつ収束するかも確実にはわからない。しかも、パンデミックは、単にウイルスによる人類への一方的な攻撃として生じているのではなく、その行方は、人間が個人として社会としてどのように行動するかということに大きくかかっており、きわめて不確実な性格を持つ。さらに、それぞれの人間の行動は、個人の価値や意志に関わる問題であり、そうした価値判断や個人の自由にも大きく関わる政策判断は、そもそも科学＝専門知が判断できる問題ではない。社会全体としての価値判断を伴う集合的意思決定は政治の仕事でなければならない。(298 字)

問2

ここで著者が「このようなタイプの問題」としているのは、パンデミックと同様、一方で科学者によってそのリスクが議論されているという科学的問題であるとともに、他方で、何よりも、このリスクへの政策的対処が、我々の行動や生活にきわめて大きな影響を与えるという性格を持っている問題でもある。いずれも、リスクの発生やその規模は、我々の今後の行動いかんによって左右され、しかも、そのリスクが現実化すれば、たとえその発生リスクは低くとも、取り返しのつかないことにもなりかねない問題である。こうしたリスクの危険性を重視するならば、我々はこれまでの行動を根本的に改めるなどしなければならないが、我々の行動のあり方に関する政策判断は、科学によっては答えが出せない問題である。個人の価値判断や行動の自由を制約する以上、社会としての価値判断が必要であり、それは、我々が何を重視し、どのような社会を望むかという問題に関する決定である。そうしたまさに不確実性を前提としつつ、社会全体の集会的な意思決定を行うものこそ政治であり、専門家集団に判断を委ねず、政治(家)は——そして私たちも——自分たちの責任で政策を決定しなければならない。(499字)